

部落解放運動と解放教育の課題（II）

―人間の誇り、思想を高めていく教育を―

鈴木 祥蔵

一 すべての学校で反差別人権の教育を

「同和」教育、または解放教育の運動は、解放同盟の支部の存在する地区の住民の地域開発の課題と結合して展開されてきた。一つは、地域改善闘争として、劣悪な諸条件を少なくとも一般地区なみの水準にまで高めることが目標となり、かつそれと併行して教育水準の向上をめざし、進学・就職の水準を差別のない状態にまで向上させる運動として展開されてきた。世界的に承認された人間の基本的人権の中の自由権、社会権を被差別地区に適用しその実現をはかることは、憲法で保障された国民の権利であることを国と地方公共団体に確認させ、その

ためには、格差の存在を確認し、その格差を是正するのは行政の当然の仕事であるという運動の原則ですすめられてきた。戦後五〇年間の解放運動は相当の成果を収めた。もちろんなお、一千部落の未指定地区の存在や、解放運動の力の強弱によって行政施策の実施にむらがあることも事実である。とくに部落解放の教育の成果が、学力・進路保障の面で一般地区に充分に比肩しうる状態にないことも事実である。

戦後第二期の解放運動にまず目標とされたのは、「格差是正」であった。部落差別の存在を確認させ、その差別を放置せず、その改善のための役割を果たすことが、本来は国と行政の責務である（「同対審」答申）にもかかわらず、その責務を果たさずに放置してきた国と自治体の

姿勢を改めさせることによって、一般施策だけでは足りないで特別の予算を組ませる（特別措置法）ことで、部落の環境改善とその地区の子どもの保育・教育を保障し、進路（進学・就職）を保障させることが重点志向されてきたのである。約二五年間に亘るこのたたかひの成果は相当なものであった。

しかし、一方で一九六五年の「同対審」答申の提出とその答申を根拠に制定された特別措置法（一九六九年）施行の時期は、自民党政府が高度経済成長政策を推進して、その成果が見えはじめてきた頃であって、財政的には余裕をもって同和対策予算を組むことのできる時期でもあった。

この同和対策の政策をめぐる部落解放同盟内部に日本共産党からの異論がもた込まれた。自民党政府はこれによって解放運動を懐柔しようとする企んでいるのであって、「特措法」のごときは「毒饅頭」であるから食うべきではないというものであった。当時の共産党の指導部は、独占資本主義に反対するという立場をとり、アメリカの政策とそれに追従する日本独占の政策は一切否定する立場であったので、自民党政府の容認する施策には一切反対の立場を貫くことが正当であると判断して、明治以来きびしい差別に悩まされ続けてきて、劣悪

な環境の中で困窮しつづけてきた被差別部落大衆の立場からものを見、ものごとを判断するという態度に欠けていた。彼らの判断はイデオロギーをもとにするものであって事実に基づく判断ではなかった。党のトップの政策が決定され、それが下部党員におろされてくると、事実を目の前にして判断せざるを得ないと考えていた下部党員も次第に部落解放運動から身を遠ざげざるを得ないところに追い込まれてしまった。共産党の体質の中には、下部の討議を積み重ねることによって、上部の政策に影響を与えうるような仕組はなかった。「支配・集権・閉鎖」型のソビエト共産党以来の性格が党の判断を誤らせてしまったのである。

「同対審」答申から、同和対策事業特別措置法へ進展する過程の背景には、これを制定させるための被差別大衆の血のにじむような運動（たたかい）があつて成立させたのであって、その結果として自由民主党の掌握する権力の側の譲歩をかちとつたのであった。譲歩には譲歩する側の姿勢に消極性がつきまとうのはあたりまえのことである。

運動（たたかい）の過程でつくり上げられてきた部落解放運動の側に結集した主体には当然のこととして差別は許せないという人間的憤りが高まっている。この憤り

を共有共感することが政党にも必要だったのである。しかし一方、国や自治体が同和对策事業特別措置法に依拠して予算を査定しそれを執行する立場に立った時点で、国や自治体の側には「譲歩にまつわる消極性」が残されていた。つまり官僚として彼らは、国の法律に従って予算を執行せざるを得ないから、これを実施に移しているだけであって、わが国の国民すべてに従来の差別の責任があるので、その差別意識の克服のために積極的に行動しようという意識はけっして強固なものでなかったのである。それが「譲歩の消極性」の側面である。

地方自治体が特別措置法に基づき、部落の地区に同和保育所を建て、従来の「オンボロ」学校を建てかえて立派な学校を建てるときに、被差別部落をとりまく地区外住民に、なぜこの保育所と学校をここにこの様な形で保障しなければならぬのかという認識を理解浸透させ、地区外住民の反差別の意識を啓発改善して、同和事業をおしすすめるという積極的態度をとらないまま、事業をすすめるというやり方は、「譲歩にともなう消極性」のあらわれとならざるを得なかったのである。それは別の言葉でいえば、国や自治体の側の同和对策事業の被差別部落への「封じ込め」の作戦となつて現れたのである。「部落の側からの強引なつき上げが暴力(?)的に迫つてく

るのでやむを得ず、部落対策としての事業はやらざるを得ないのです」という地区外住民へのいいわけは、差別意識の再生産の役割となつてしまう。そこへ共産党からの「暴力集団攻撃」がしかけられ、地区外住民の多くに残存する偏見、つまり差別意識を温存させてしまうことになつた。

「同対審」答申に述べられている同和問題の解決は「国の責務であり、国民的課題」である。国や自治体が同和事業として展開するのは、「特別措置法」による。国や自治体は特別措置法の制定以後は、この特別措置法にだけ依拠して、「同対審」答申にいうところの「国民的課題」については配慮をおこたつてしまったというのがこの間の経過の中で明らかになつてきていたのである。したがつてまさに文字通り「部落対策事業」であつて、国民大多数の側にある差別意識の克服が重要な柱であるという課題に取り組み、行政の側の積極性が欠落してしまつたのである。彼ら行政者、官僚の側の部落問題を部落の所在地に「封じ込める」という態度が不作為に結果したのである。

このことは同和教育の進行過程にもはっきりと現れていた。被差別部落として認知した場合には、その学校の校舎の政策やその他の条件整備には法にもとづく予算

措置をし、特別対策を施した。しかし、それは部落の条件を理想的な水準にまで高めて、その水準をさらに一般地区に波及させてゆく、そういうものとしての施策ではなかつた。高知から運動がおこり、それが全国に波及して義務教育段階のすべての子どもたちに温恵を与えた教科書無償の運動のような波及を国の方はむしろおさえねばならないという作戦がとられたのである。

たとえば、同和指定校の場合には、学級定数を三〇人とするための強力な運動が展開されてそれが獲得された。しかし、当時の公立学校の定数は「四五名」だつた。これが国の教科書行政の変更に教科書無償制度と同じように一般校まで波及されることがなかつた。もちろん、日教組の運動でも四〇名にせよという目標にとどまつて、それもやがて、少子化現象の進行過程で「自然発生的に」「なしくづし的に」四〇名になつてきたにすぎなかつた。

もう一つだけ例をあげれば、たとえば、一九六五年の同和对策審議会の答申の「国の責務と国民的課題」という認識からいうならば、その後、何度も国の責任を強調して国定に準ずるものとした「学習指導要領」の改訂に当たつては、文部省は当然に、部落差別は基本的人権にかかわる重大な問題であつて、そのことの重大さに気づ

くための学習の筋道を学習指導要領に銘記しなければならぬはずであつた。しかし、その後、再三の改訂に当たつても文部省の学習指導要領には一度もこの問題は取り上げられないのである。国の姿勢が一貫して基本的人権の思想とその理解のための感性の解放の課題をむしろ教育からは排除しようとしているのである。彼らが同和教育にふれるときにはこれを「特別」の教育として、被差別部落の存在する学校に限定して、いわゆる「封じ込め」の態度をとりつづけているのである。

差別ということとは、差別するものと差別される者との関係として成立するのである。部落差別の場合には、被差別部落の住民に対する部落以外の者たちの差別として現象する。この差別を根絶するためには、「同和」指定校以外の地区の学校のすべてで「同和」教育が実施され、日本国民のすべてが差別を見ぬき、差別を許さず、差別とたたかうことのできる人間として教育されていなければならない。

同和保育の場合も、厚生省の態度は文部省の場合と軌を一にしてきている。保育所保育指針の一九九一年の改訂に当たつて、部落解放同盟と自治労の社福評保育部会の共同の交渉の結果、「人権を大切にすることを育て」という目標の項の文言を一行だけやつと挿入した。「同対審」

答申が出されてから二二年目なのである。

部落解放運動の第三期を迎えるに当たって、解放教育の運動の中心の課題は、文部省の学習指導要領に「人権教育」とくに部落差別を克服するための目標を入れさせること、ならびにそれを契機にすべての学校で「人権教育」のカリキュラムが作成され実施されてゆく方向への努力である。

二 すべての学校で「道徳」教育を

戦前のわが国の天皇中心の臣民教育が、最も力を入れたのは、「修身科」という教科を最重視した道徳教育であった。通知簿の評価の欄の最上段に修身がおかれ、その評価点が進学や就職の際にも重視された。この役割が大きな役割を果たしたことを認知した日本占領軍が実施した教育上の最初のことは、修身科、国史、地理の停止と廃止に関する件であった。

一九四五年一月三日付で連合国軍最高司令官総司令部参謀副官発第八号という文書と日本政府に申し入れられた「修身、日本歴史及び地理停止に関する件」には次のように述べられている。

「日本政府が軍国主義的及び極端な国家主義的観念を」

修身、日本史、地理の教科書で「執拗に織り込んで、こ

れを子どもたちに押し込んできた事実にかんがみて直ちに文部省はこれらの教科書、及び教師用参考書の発行をやめ、中止し、司令部の許可あるまで再び開始せざるべし」という指示であった。その他の教科書については、敗戦後の混乱と物質不足の状況にかんがみて、一応従来のもものに検閲をして、不適当なところを墨で消して当分の間、間に合わせるという処置が行われた。

やがて日本国憲法、教育基本法、学校教育法と制定され、一九四七年から「新制の教育」が発せられた。

この新教育では修身科、日本史、地理は廃止され、社会科でこれら三つの教科に代る教育が行なわれることになった。民主主義に新しい生き方を託し、日本の今後の進路を日本国憲法の平和、基本的人権、民主主義の三大精神を尊重しようと決意した人びとの多くは、新教育の社会科に期待をかけたのは当然であった。

一九五〇年の朝鮮戦争を契機に、アメリカ占領軍の戦略の変更、それにもなう対日講和条約の締結へと急展開が行なわれ、一九五一年のサンフランシスコにおける講和条約が調印され、日本の独立が承認されるや、日本の政府はたちまち「戦後民主主義の行きすぎ是正」の方針が第三次吉田内閣の手で進められはじめた。その一環

的に展開されて行った。

当時の日教組や日本教育学会の発想は、戦前の教育批判を基軸にすえて文部行政を批判するという立場であったから、当然に修身科反対というスローガンを掲げて、国民の世論を反対に導びこうというバイアスがかかっていた。しかし、小・中学校「道徳」実施要綱は必ずしも戦前の修身科の復活ではなかった。

朝鮮戦争が契機となり「特需ブーム」に助けられていきを復活させて力がついてきた日本の資本が生産力をさらに強大化させる戦略を「所得倍増」または「高度経済成長政策」として確定しはじめたその戦略の一環としての「人的能力開発計画」の中に位置づけられた思想教育が特設道徳だったのである。それは民主主義的によそおわれているし、近代化されていて、とても修身科のように思えない。

(1) 日常生活の基本的行動様式を理解し、これ自身につけるようにする。

(2) 道徳的心情を高め、正邪善悪を判断する能力を養うように導く。

(3) 個性の伸長を助け、創造的生活態度を確立するように導く。

(4) 民主的な国家・社会の成員として必要な道徳的

として、教職員の政治活動をチェックする教育二法（教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法、教育公務員特例法改正案）が強行（一九五四年）、教員の勤務評定（一九五七年）そして文部省は「道徳」実施の方針を打ち出すに至った。日本社会党と日本共産党の党員が相乗りで支えていた日本教職員組合は、当然のこととしてこの「道徳」を特設教科（評価はしない）として設置することに反対し、文部省が実施しようとした地方ごとの説明会、講習会のポイコット、実力阻止の行動に出でたかかった。

一九六六年一月には日本教育学会も「道徳」（特設）に反対する声明を出して文部省を批判した。

国家権力を掌握している自由民主党の党員が文部大臣の職にあり、その大臣の諮問機関である審議会が勝手につくられて、しかもその審議課程が秘密にされ、そして結論だけが、文部省の手で「特設道徳」としてその設置が行なわれてきた。手続き上に問題がある。また、国家権力が勝手に国民の道徳のあり様を決定してこれをトップダウン式に押しつけるやり方は、民主主義の国家になじまない。また、戦後の社会科の精神が否定されてしま

う。以上のような主張であった。

やがて一九六八年三月には文部省から「道徳」実施要綱が発表され、小中学校でその方針に従った教育が具体

態度と実践的意欲を高めるよう導く。

この四つの目標をみる限り修身科ではない。「高度経済成長政策」という日本の資本の側の目標・戦略にしても、日本全国の勤労者たちが、戦前・戦後の窮乏の中で物の不足に悩み苦しみ続けてきて、やがて「所得が倍増」し、豊かな生活が実現するという宣伝に、もしそれが実現するなら支持せざるを得ないと考えはじめていた。しかもそれがニューメディアとしてのテレビの映像として、家庭の中にどんどん流し込まれている。テレビの意識操作は、とめどなく大きくなりつつあった。一九六一年、池田内閣が所得倍増計画を発表してから四年後には東京オリンピックが開催され、新幹線の開通が実現したのは一九六四年であった。

日教組に代表される当時の日本の革新の立場を標榜する人びとの教育思想の基盤には、ソビエトをはじめとする社会主義をモデルとして反米・反独占の闘争を組み立てていけば、やがて社会主義に到達するはずであるという共通の認識があり、資本主義を悪とし、社会主義を善とする極めて安易な単眼的思考にとらわれていた。その結果、国家権力の側の打ち出す政策はすべて悪であって、それに反対するキャンペーンに大衆を動員することが目的になった。彼らの政策が何を結果するのか、そのため

主義国においつき追い越す競争に乗り出しはじめるであろう。その時には再び、資本主義的生産様式の下にある社会にもう一つ新しい矛盾として発生してくるのであるがその克服は何によって果たされるのであろうか。

それは「基本的人権」を追求することによる以外にはないであろう。

資本主義社会はヘーゲル流に言えば、「欲望の体系」(Das System der Begierde)であり、ホッブス流に言えば「狼対狼」の関係である。「欲望」をどう制限すればいいのか、この欲望を狼にさせずに制限する社会システムはどうすればいいのか。教育の問題としてそれを考えれば、新しい、高い人間性の原理への覚醒の課題の追求なのである。この課題を私は「道徳」とするのであるが、文部省の設定した押しつけ道徳ではない、反差別人権の思想を基軸とした「道徳」を明らかにし、これをすべての学校で実施することが求められねばならないのである。

二〇世紀もあと残り少なくなり二一世紀になろうとしている。二〇世紀の後半、つまり、一九五〇年以後、日本の教育(世界を見てもほぼ同じことがいえるのだが)には新しい問題が提起されはじめた。「トップダウン」型に統制管理されてしまっている教育のシステムを崩さず

には国民大衆の側に何を提起し、何を実現しなければならぬのかという発想がいちじるしく立ち遅れの状態をつくり上げていた。その後この立ちおくれば、むしろ現実のものとなっていた。九〇%の国民が自分を中産階級だと意識し、日本は今や経済大国になったと考える人口が増加し、平和は守りたいけれども、防衛のためのある程度の軍備は止むを得ないのではないかと、考える人口も増加の道をたどった。政府の政策に反対するたたかいてもわかるけれども、自分はデモには参加しないし、集会にも参加する気はないという「生活保守派」の増大は、結局は「高度経済成長政策」の結果だったのである。

冷戦構造の崩壊が明らかになった時点で、社会主義が敗れ、資本主義が勝利したと宣伝された。しかし、それは、現象面の見方にすぎない。第二次世界戦争後の資本主義社会の土台には一段階飛躍しうる「情報産業化」への変化が起こった。軍事部門に集中的に力を入れざるを得なかった共産党独裁の「支配・集権・閉鎖」型の官僚統制社会は、その点で全く遅れをとってしまったのである。その遅れの背景には、「トップダウン」型の教育がべつたりとまわりついていたのである。おそらくロシアでもウクライナでも、社会主義を捨て、自由解放型の社会を目指し、第三次の産業革命を追求し、発展した資本

には成立しない要求と課題である。

第一には、「同和」教育、すなわち部落解放の教育

第二には、障害者の隔離反対・共育の教育

第三には、在日朝鮮人韓国人の教育、ならびに在日外

国人の教育

第四には、女性差別克服のための教育

第五には、アイヌ民族自立のための教育

これらの教育課題は、文部省の学習指導要領には全く取り上げられていない。彼らからいわせれば「特殊教育」の課題として処理されてしまった問題である。

これらに共通するのは人間の基本権に関する問題であり、これらの問題に向きあったときに要求されるのは「人間性の原理」であって、単なる教育上の技術や方法の問題ではない。

人権の問題というのは、人権を侵害された者の悲しみと憤りの山脈のすそ野に立たなければわからない。その悲憤を二度と再び繰り返してはならないという人間の生き方の問題であって、それがわれわれの人間性の原理であるのだから、別の言葉でいえばこれらの人類に課せられた「道徳」なのである。この意味での道徳教育をぬきにした教育は、教育の名に値しないと考えるべきであろう。

「道徳」教育反対というだけで、それに対置するものを明らかに積極的に提案しないことの結果は、いじめの多発・不登校の子どもの多発、さらには進学競争に勝利した子どもたちのエゴイズムの権化化として結果してしまつたのである。

以上のような解放教育の立場からの主張は実は「教育理論」のパラダイムの大幅変更がいま要求されているという文脈の中での主張なのである。それはなぜなのか。そのことについて次に一つの提言を試みようと思う。

三 急激な土台の変化にどう対応すべきか

——情報化社会の到来について——

われわれが従来討論してきた教育問題の新しい前進の方向は第一に社会の土台の変化にどう対応すべきかという観点から見極められねばならないということである。

政治的変革は社会を大きく変化させる。それは事実である。しかし、従来わが国の左翼革新という政策に結集した理論家の多くは、レーニンに指導されたソビエト革命や、それに続く東ヨーロッパの社会主義革命、毛沢東の中国革命をモデルにして、アメリカ帝国主義、それに

追従する日本資本主義反対の旗を立て、それに結果する国民の数をふやせば、やがて社会主義に到達するという政治活動をつづけてきた。その政治手法が成立していたのは、俗にいわれている五五年体制であり、その背景にある米ソの冷戦構造であつた。

この冷戦構造は、ベルリンの壁の崩壊に象徴されたように、ソビエトの崩壊となり東欧の社会主義政権の崩壊へと進んだのである。かくしてモデル喪失の状況となり、五五年体制の崩壊が引き続きわが国にも波及したのである。

今の時点から反省を込めていえることは、権力を掌握さえすれば、すべては良好な社会状況へと前進する。それができないのは、保守反動の力がまだ依然として強力であり、選挙において彼らは大量の金をつかう。その金に買収される意識の低い大衆が多いためだという発想が根強くあつたからである。それはいわば愚痴の愚痴であつて政治的力になりうる何ものをも生み出さない。したがつてそのような革新が大きな力を持ち得るはずもなかつたのである。

自民党が中心になつて提起した一九六〇年当初からの高度経済成長政策は、労働者をふくめて多くの国民を集集させ、とりあえずはその路線を走つて見ようかと思わ

せた。まして、戦前から戦後にかけて窮乏に耐えて「お国のために」と骨身を削つて働いてきた戦前生まれの多くの国民は、働くことによつて所得が倍増し、やがて安定した資産によつて老後も安定して暮らせるという希望が少し見えて来たように感じられた。テレビが普及する。冷蔵庫も、炊飯器も電化あるいはガス化されて普及する。

新幹線が世界一のスピードで走る。自家用車が一家一台へと普及し、道路が舗装され津々浦々まで整備される。それは急激な社会の変化であつた。具体的に見える生活の変化の中で人びとは暮らしが楽になるという実感を持つことができた。これが五五年体制の中で国民が自由民主党に投票する基盤だったのである。

共産党宣言の中でマルクスとエンゲルスとは次のようにいつている。

ブルジョアジーは歴史上きわめて革命的な役割を演じた。

ブルジョアジーは、支配権をにぎつたところではどこでも、封建的、家長制的、牧歌的な諸関係を、のこらず破壊した。人びとをその生まれながらの長上に結びつけていた、色とりどりの封建的なきずなを容赦なくひきちぎつて、人と人とのあいだの赤裸々な利害・無情な「現金勘定」のほかには何も残さなかつた

一九六〇年以後の日本の資本主義の発展をマルクス等は予言したほどに適確に表現している（もちろん日本の場合には条件つきである）。

先の引用に引き続いて、共産党宣言は次のような指摘をしている。

ブルジョアジーは農村を都市の支配に従わせた。

過去の全世代を合わせたよりもいっそう大量的で、いっそう巨大な生産力をつくり出した。

世界市場の開発を通じて、あらゆる国々の生産と消費を全世界的なものとした。

自分の生産物の販路をたえず拡張していく必要にながされて、ブルジョアジーは全地球の上を駆けまわつて、昔の地方的、また国民的な自給自足や閉鎖に代わつて、諸国民の全面的な交通、その全面的な依存関係が現われてくる。また、精神的な生産の面でも、物質的生産の場合と同じことが起こる。各国民の精神的な産物は共有の財産となる。国民的な一面性や偏狭はますます不可能となり、多数の国民文学や地方文学から一つの世界文学が生まれてくる。

まさにこの指摘のような状況が戦後のとくに一九六〇年以後の日本の経済に飛躍的發展がつくり出されてきたのである。

しかもそのような変化に加えてマルクスの時代にはまだ予想できなかった生産の様式の中に画期的な変化が生まれて来ている。

先にも述べたように政治的変革は社会を大きく変化させるが、技術の変化もまた社会を変革するのである。

J・J・ルソーが『エミール』を書いて出版したのが一七六二年である。当時イギリスにはじまった産業革命の波がフランスにも及んできて社会の土台が変わろうとしているときルソーは新しい人間の教育の課題を予感して一本にまとめた。それがルソーの『エミール』であるといってもいいであろう。もちろん、『エミール』で主張された教育がそのままの形で実行されたわけではなく、むしろ民主革命を契機に権力がブルジョアジーに移行し、彼らの手でつくられた民族国家が植民地獲得競争にのり出し、教育も国家権力の統制と管理下に置いた。第一次・第二次の世界戦争の時期には全くどの国の教育も戦争目的に協力させられてしまってますますルソーのエミールの教育からほど遠いものとなっていった。しかし、「民主主義」の理想を追求しようとする人たちの頭には常にこの『エミール』の教育思想があつたといえる。

第三の産業革命とか情報革命とか呼ばれる生産手段の変化を内在させた産業様式の変化に当面する社会に生活

するわれわれは、そこからルソーにならって新しい教育の課題を引き出さねばならないのである。

マイクロ・エレクトロニクスは工場・オフィス・家庭のオートメーション化を進めている。

工業化社会の中心的役割りを果たしたのは機械装置であつて、それは人間の肉体労働を機械に置き換えたから、家庭から女性や子どもまで引っぱり出して労働に従事させた。そしてやがては工場は人べらしを行つて、その余力としての労働力を第三次産業にまわした。その後、発展してきた情報革命は人間の頭脳を機械におきかえることになつた。

これと併行して進行中の革命はメディアによる革命である。大気圏の外に打ち上げられた人工衛星は放送技術に一大革命をもたらし、世界のある一か所のでき事がたちまち世界中に報道可能になり、これがボーダーレス（国境無し）の社会への変化をもたらしつつある。マイクロ・エレクトロニクスと通信革命は二〇世紀後半にはじまり、二一世紀の社会へと急激に発展しつつ、社会そのものの変貌をもたらし続けるといえる。

情報化社会とか情報革命と呼ばれるこれらの技術上の変化は社会全体にどんな変化をもたらすのであろうか。今日の段階ではまだ正確に統括できるとはいえない。

しかし多くの論者たちが指摘しているものを参考にまとめてみると一応次のようにいえるのではなからうか。

1 トップダウン型の間関係の崩壊

第一次産業社会では道具による労働対称への技能的加工を中心にして物を生産するのが基本であつた。したがつて農民たちがそうしたように、居住地に気心の知れた者（普通は血縁者）の集団をつくつて、長老（年功者）を中心の共同体組織をつくつて生産量を保持する方式がとられた。一人ひとり経験によつて労働対称の性質を見分け、道具の使用をつみ重ねて身に技能をつけることによつて生産性を高めねばならないから、当然に年功序列型の社会をつくり、それが封建社会の仕組みに順応する形をとつた。教育は親方（年功者）から子方が現場で教えられるという関係の中で行われた。

第二次産業社会では、工場生産が主力となる、つまり機械生産の社会となる。

道具とは、マルクスの資本論によれば、作動、配力、動力の三つの機能が単純な物の中に統一されたものであつた。

図1をみるとわかるように鑿^{ウツ}で材木に穴をあける場合を考えてみると、のみのしりの部分を人間の手にもつた

槌がたたく（動力はこの場合人間の労働力である。）人体からでるエネルギーが動力部に作用すると、のみの柄が配力部の意味をもつてのみの刃先の方へこの力を伝える。そうして刃が労働対称である木片にくい込んで穴をあけることができる。

道具という単純な物質の中に統一されていた作動部、配力部、動力部がそれぞれに独立分離し、それがそれぞれに機構となる。これら三つの機構、つまり作動機構と配力機構と動力機構が再統一されて機械となり工場をつくることとなる。動力機構は、先ず蒸気機関の発明から出発して、電気モーター、最近では原子エネルギーなどの利用も行われている（これには問題がある）。道具から機械への変化は文字通り、Development（発展）なのである。

工場における労働は、作動機構の配置された労働者の制御と作動、配力機構に配置された労働者の制御と作動、動力機構に配置された労働者の制御と作動が組み合わされて、生産が行なわれるのである。機械の名称がわかつて、作動や制御の手順をマニュアル通りに操作することを正確にこなすことのできる労働者が必要なためにまず読み書き計算（3・R）を身につけさせる教育が必要だと認識され、普通教育という概念がつかわれ、小学校の

義務化がはかられてきたのである。

ここでは生み出された生産を高めるために工夫された一工場の人的構成は、たとえば社長(一人)、部長(数人)、課長(三〇人)、現場労働者(五〇〇人)というようなピラミッド型の共同体とし、社長が部長会を招集し、トップの意志決定をすると、その方針を部長から課長に流し、課長から現場労働者に流して、工場が動くようにする。これは正に「トップダウン型」の集団であった。このような工場のシステムの中で労働者は、むしろ頭をつかうよりは肉体をつかって制御と作動に励まざるを得ない。頭をつかうのはトップに近いところで会社を動かしてゆく少数の者たちであった。

このような工場生産の中にまた新しい流れが発生しはじめたのである。マイクロ・エレクトロニクスの成果であるコンピュータやロボットの導入である。

一九六〇年以後進んだ工場のシステムは一変しはじめた。コンピュータやロボットの導入によって、工場内に行くつかの司令室ができてそこで働く労働者は工場全体の製品の流れを司令する監視労働と制御労働に従事する。そして、むしろコンピュータやロボットのプログラム制作者へと変質するのである。この労働者は大学出身者に限られるようになり、労働者一人ひとりが工場の

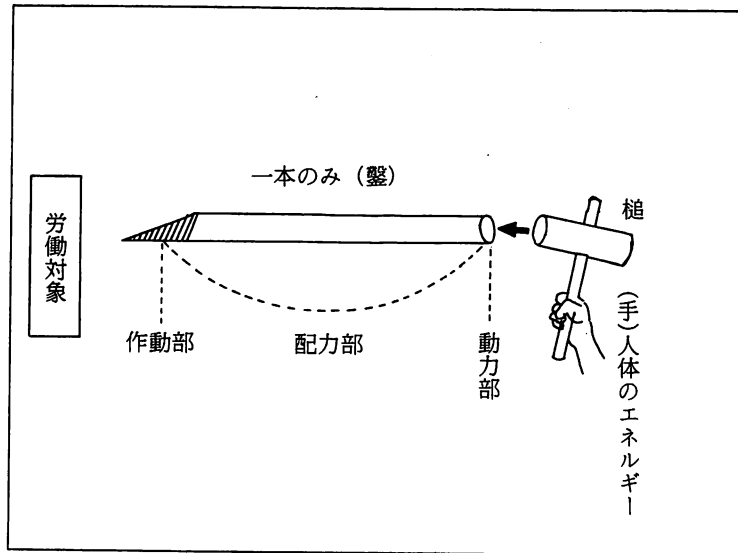
政策決定で重要な発言権を持つものとなる。つまり労働者は「知識化」され、情報量を最も多くこなすのが現場の労働者の方であるという変化が起こる。トップにいる経営者よりもむしろより多くのさまざまな情報を自由に操作して素早く判断を積み上げてゆくの労働者であるということになる。この様な労働者にたよらずに経営はなり立たなくなるのである。

だから少数のトップ集団が経営者と呼ばれそこでの決定を下へおろして生産をコントロールしてゆく「支配・集権・閉鎖」型の支配構造は崩壊し、労働者と消費者とが経営に参加してゆくシステムが発展せざるを得なくなってくる。工場経営が、「参加・分権・開放」型へと変化するのである。

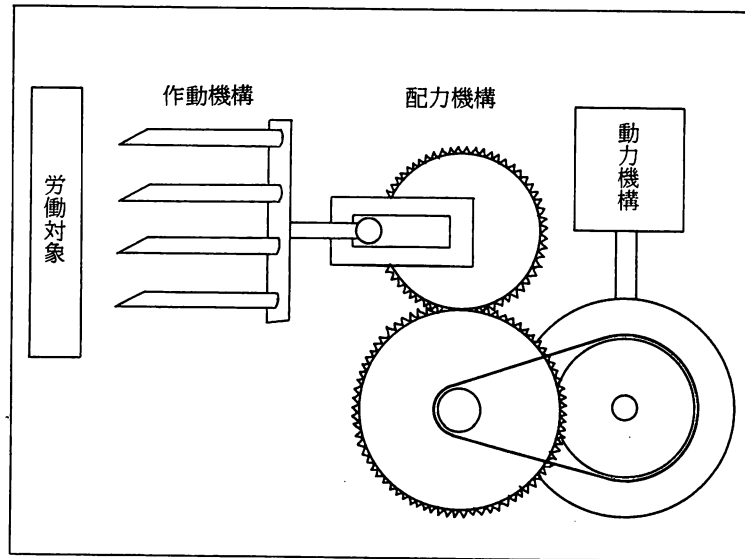
高度に発達した資本主義国には、それぞれの社会の土台にこのような変化が発生して、生産力の飛躍的發展がはじまったのは一九六〇年代からであった。

社会主義を標榜するソビエトでは資本主義社会と冷戦状況にあったせいもあって、軍事力の増強にかまけ、あらゆる生産部門の増強にマイクロ・エレクトロニクスを導入するという路を開くことが充分には行われなかつた。むしろ軍事部門における技術の進歩を秘密の箱に閉じこめて、資本主義社会のように第三の産業革命への

図1 道具



機械



歩みにブレーキをかけてしまったのである。

軍隊の機構は「支配・集権・閉鎖」型の編成に固執せざるを得ない。つまりトップ・ダウン形の人間の組織で動くのが普通である。レーニンの革命理論の中心にすえられていた、前衛党の役割は、資本主義の未発達な社会での適用可能な理論として規定されたものであった。それをスターリンが継承し、「民主主義」を思想上の敵として「鉄の規律」の名目のもとで、無数の同志や仲間までも弾圧し、スターリン個人の独裁に切りかえてしまった。ソビエト教育学は、生産の向上と発展に規定された人間の資質をどのように解放し発展させてゆけばいいかという科学的考察からはじまるよりは、国家の現段階における目的意識（それは党が決定する）を下へおろしていく。まさにトップダウン型の教育理論であった。

戦後の日本の左翼教育学の推進者たちの多くはソビエト教育学をモデルとして、反米・反国家主義を当面の課題とし、戦後の新教育をアメリカの陰謀ととらえて、「個性重視」に「集団主義」を対置し、「学習重視」には「教師の指導性」と「系統的学習」を対置して、児童中心主義批判を全面に押し出した理論展開に終止した。一九五二年に出版された矢川徳光の『新教育批判』はその典型であった。

レニングラード（その都市名はやがて変更された）でテレビをつければヨーロッパ各国の電波はすべてキャッチできるのである。資本主義国はおくれた国であり、労働者は資本家による抑圧で窮乏と不自由のどん底であえいでいるという党の指導部のつくり上げた神話は事実上否定されてしまったのである。

一八世紀後半からはじまった資本主義的生産様式を基盤に民族国家が群生して、植民地獲得競争のあげく、利害衝突が戦争を誘発してきた。第一次第二次世界戦争は人類に重大な反省をうながし、一九四五年のサンフランシスコ会議で国際連合を再建した。そして同時に国連憲章に明記したように、「人権の無視と軽蔑とは人類の良心を踏みにじった野蛮行為を生ぜしめ」ることを確認し、「男女ならびに大小各国の対等・平等の権利」の承認が平和の基礎であることを確信し合意したのである。そして何よりも、戦勝国が敗戦国から不当な賠償の取り立てをやめることにも合意するに至った。また植民地主義は国家エゴイズムのあらわれでありそれは不当であって、正義の条則に反することも確認され、ほとんどの旧植民地に独立の機会を与えたのである。

民族主義が全く克服された状況には至っていないけれども、一カ国が国境にこだわって、交通を制限する限り、

サンフランシスコ講和（一九五一年）以後の日本の権力は、民族主義的発想から「戦後民主主義の行きすぎは正」をスローガンに掲げて、教育を国家目的に従属させるための強権的な修正をトップダウン方式の教育に変えはじめたときに、ソビエト教育学をモデルとした矢川らの理論に助けられて、「新教育」推進派を孤立させ駆逐する奇妙な関係をつくってしまったのである。

2 ポーダーレス社会への移行

今日の世界は生産様式の変化に助けられて「情報革命」と呼ばれる「交通手段」の新しい進歩とその技術の改良へと進んでいる。通信衛星が大気圏に打ち上げられ、地上から発信された電波を世界のすみずみにまで直ちにおくりとどける装置が全世界にゆきわたろうとしている。パリでいま起こった事件は、その瞬間のうちに全世界に報じられる。ジョン・デューイーはその著『民主主義と教育』の中で民主主義の要件の一つにある集団の個々人が自由に他集団の所属者と交信・交流が許されていることを挙げていた。ソビエトが党独裁をたてまえとして、官僚統制を強化し、国民の他国への旅行や交信を権力制限してきたが、テレビの普及と通信衛星の発達のために、その枠組みを変更せざるを得なくなっていたのである。

その国の発展にも役立たないし、経済的な利益をもたらさないことは明白になってきた。国家は外に向って開かれて国家間の障壁をとりはらって新しい共同体をつくり上げることが必要だという認識に達し、たとえばヨーロッパ連合(EU)が事実上成立することになった。このヨーロッパの連合に刺激されて、環太平洋共同体とかアジア共同体などへの動きも模索されはじめている。

戦争を未然に防ぐためには各国がそれぞれに軍備増強にかまけるのではなく、共同の防衛力の構想のもとに集まってその一端を担い、力による政治を廃止し、民生に力を注ぐことが必要であるという認識も高まったのである。

国家は内部的には、今日までは通用してきた中央集権制度もはや古くさいものとなり、地方分権制度の徹底に向かわざるを得ない状況となった。地方自治もトップダウン方式をやめねばならないのであるから、何よりも住民は自治に参加する新しい方式を選ばねばならないのである。国家も自治体も国民、つまり住民にどれだけ密度の濃いサービスを提供できるかが問われたのである。

コミュニズムを「共産主義」と呼ぶよりは「共同体主義」と呼ぶならば、いま世界は新しいコミュニズムを追

求しはじめたのである。

3 地方自治体の任務の増大

トップダウン型の軍事国家を終了させる一つの方略は、地方自治体を強化し、その組織原則を「参加・分権・開放」型に改めねばならないということである。自治体は住民を上から支配したり統制したりしてきた国家権力の出先機関であることをやめ、住民の自治の調整とサービスを中心とした任務へと移行しなければならぬ。自治体の「役人」は住民を下にみて「お上の代理人」として統制や支配をするものではなく、住民と対等・平等の立場で住民の要求と自治活動を直接支援する者となる。自治体労働組合は、やがて地方自治の政策決定に参加し、自治の内実を住民のものにするための力を発揮しなければならぬ。またそうならねば、われわれの社会は生活の豊かな社会にはならないからである。

子どもたちが「教育への権利」をもつということは子どもたちが選択した教育を教師の側からサービスとして提供されることなので、医療・老人福祉・障害者福祉・父子家族・母子家族への援助など広範囲のサービスの必要はますます重要になってくる。物を作る生産工場の内には当然「利潤」が追求されて「効率」が重視される。

それは人間の労働力を節約することで利潤を追求するため当分は利潤を離れることはできない。しかしサービスの評価基準は有効性 (effectiveness) でなければならぬ。物の生産は製品の使用価値を高めるためにマイクロ・エレクトロニクスを利用し、人手 (人間の労働力) をへらして、利潤が高められるのである。一方、サービスは人と人との関係を密度の濃いものとしなければ、その有効性は高まらないのである。

従来、日本の近代化の一翼を担ってきた、保育や教育の制度は、工場の利潤率の考えとパラレルに考えられ、一人の教師ができるだけ多くの子どもを受け持っていてしかも効率を高めることができると考えてきた。しかし、このような発想はサービスの有効性という評価基準を設定することによって変更しなければならぬ。幼稚園のクラス定数を三歳児の場合は一五人、四歳児は二〇人、五歳児クラスで二五人以下がEU諸国の現状である。

物を生産する場合には規格を装置にインプットして全く同じ製品を大量に生産すればいいのであるが、人間の育成はこれと全く違うのである。イタリアでは義務制の学校のクラス定数を従来三五名としてきたのであるが、これを一九八七年法改正して、クラス定数を二五名とし、そこへ障害児が一名入学してきた場合さらに五名へらし

て二〇名とし、そこへ加配教員を一名配置するとしたのである。本来子どもは「教育への権利」を持っているのであって、個性もまたそれぞれに違うのである。その子どもたちの個性を十分に尊重した教育のありようは「工場生産」方式の「束ね方式」ではあり得ないところにきたのである。

このような事情から結論的でない方をすれば、生産への投資を考えて、そこで働く人間への投資を考えなかった従来の考え方を、資本主義初期の考え方としてこれを捨て、人間への投資つまり保育教育に思い切った投資の増額を、生きがいのある社会の形成の中心課題としなければならぬ。

障害者や老人の福祉がサービスという形で充実するためには、従来の生産効率で人間を見る見方の変更が必要である。従来の保育や教育は生産効率の視点でしか考えられなかったのである。このことは人権の尊重という観点からの発想に変更されねばならないのである。

地方の時代とか地方分権制への移行を内容とした行政改革という課題がしきりに論ぜられてはいるが、その一環としての教育の地方分権のありようが今後解明されなければならぬ重要な課題となったのである。技術革新と情報革命によってもたらされる労働の変質と人間の労働

働の節約可能性は必然的に労働時間の削減に結びついてくる。労働者は賃労働 (Labour) の拘束された時間から解放されて自由な時間を持つことになる、労働者の自治体、または地域の生活への参加 (そのありようは現在まだ確定的でない) の仕方はすでにいろいろの形で試みられている。

部落解放教育運動は地域自治教育運動の一つの典型であるといえる。このいわば共同体的生活への参加の労働 (work) が人間の生き甲斐をゆたかに保証してくれる源泉であるからである。参加 (Participation) は今後の重要なキーワードとなってきた。地方自治体を従来の国家から独立させて、住民の「参加・提言・改革」の具体的なあり方がいま求められてきたのである。保育や教育の仕事が一人の保母や教師の手にゆだねられるのではなく、住民の参加によって、保母や教師の「官僚化」を防ぎ、住民と対等・平等の立場に立って「共同子育て」に従事する地方分権的教育が成立するときにはじめて教育は子どもにとってもその親たちにとっても真に権利として確認されるのである。

これからの教育運動の中心課題の一つは、「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)を武器にしたたたかいによって切り拓かれるであろう。